



## さいたま市

新藤信夫

### 10周年記念式典開催

さいたま市は今年5月1日で大宮市、与野市、浦和市の3市合併から10年が経過しました。これを記念して11月1日には埼玉会館大ホールにおいて「さいたま市誕生10周年記念式典」が1000名を超える自治会役員等を集めて開催されました。国家斉唱に続き清水市長は挨拶の中で「これまでの10年を一区切りとし、「これからの100年」に向けた夢を市民の皆様とともに描き、ともに手を携え、「市民一人ひとりが幸せを実感できるまち・さいたま市」の創造に取り組んでいく決意表明し、続いて挨拶に立った中山市議会議長は「これからも2元代表制の1翼として議会改革を通して市政発展に尽くしてゆく」との挨拶があり両氏とも東日本の玄関口として発展するさいたま市、日本一幸せを実感できるまちを築く熱意を感じさせる挨拶となりました。

3市合併に尽力された元内閣官房長官 石原信夫氏、さいたま市出身の宇宙飛行士、若田光一さんなど各界で活躍する著名人や市民から寄せられたビデオメッセージも披露されました。このほか都市イメージキャッチフレーズ「のびのびシティ さいたま市」の決定、区の花オリジナルナンバープレート(125cc以下のバイク)の発表、市の歌「希望のまち」の合唱があり、合併の平成13年生まれの高砂小学校4年生が参加し式典に花を添えました。

第2部の市政功労の表彰式では相川宗一前さいたま市長と平沼靖彦前埼玉商工会議所会頭が名誉市民に任命されました。また、サッカー女子ワールドカップドイツ大会で優勝した「なでしこジャパン」の佐々木則夫監督と3選手に市民栄誉賞が贈られ、佐々木監督からは「ロンドン五輪でも勇気と希望を与えられるプレーをしたい」と決意が表明されました。



中山議長おさつ

改めてさいたま市の10年を振り返ると埼玉県の提唱した「YOU And Iプラン」

(与野、大宮、浦和、上尾、伊奈合併構想)にそって国鉄操車場跡地に政府のバックアップ機能を備えた新都心を作る計画が実って平成13年に大宮市、浦和市、与野市が合併して人口103万人のさいたま市が誕生、平成15年4月には全国13番目の政令指定都市として新たな船出をしました。平成17年7月には岩槻市と合併して人口118万人を要する新生「さいたま市」が誕生しました。現在は、123万人を超える全国9番目の大都市として成長を続けています。

しかし、これからのさいたま市を見たときには高齢化の進展と経済の衰退による就業年齢層の失業者増大それに伴う福祉予算の増大、それに対してインフラ整備の予算はますます削られていくことになるでしょう。

### 大宮駅西口複合施設いよいよ着工

大宮駅西口の複合施設の建設工事の入札が終了し9月議会において決議されました。

この施設はJR大宮駅西口から徒歩5分の第4土地区画整理地区内にあり、4・5階に既存の桜木保育園と桜木南保育園を統合移転、ほかに2階に私立保育園を誘致する計画で公・私255人を定員としています。3階には、子育て支援センターとシニアユニバティーを配置し高齢者の学びの場も設けるとともに、1階には一時保育施設も配置します。屋上には太陽光パネルを設置し、壁面緑化を導入するなど環境に配慮した建物となっています。地上6階、延べ面積4516.51㎡、鉄筋造で建設費約20億を懸けて建設が始まります。完成は平成25年3月の予定です。これでまた1つ駅近で使い勝手のよい保育園ができることになります。



大宮駅西口複合施設完成予想

### トピックス

#### 大宮三橋中央通り線本格着工

大宮駅西口の駅前通りの三橋中央通り線はすでに国道17号線から新大宮バイパスまでの約半分の700m、都市計画道路荒川左岸線(柏崎産婦人科医院付近)までは、平成22年度までにほぼ完成しています。ここから、バイパスまでの約800mについては平成26年度完成を目標に平成21年度から用地買収を進めてきました。用地買収率は平成23年度末で80%を超える見込みで、ほぼ用地の取得ができた東側(大宮駅寄り)から順次本格工事に入る予定となっています。平成23年度は荒川左岸線から次の信号機までの西側について、本格的な路盤工事や歩道整備工事に着工します。

#### 樋引通り 雨水貯留施設工事 完成間近

鴻沼川上流部の浸水解消のため22年度から建設が続けられていた雨水貯留管工事が来年3月までに完成する見込みとなりました。この工事は樋引町から日進町にかけての約3kmに渡る。樋引通りの地下にシールド工法により直径約2mの雨水貯留管を埋設して、西側の台地から鴻沼川に直接流入していた雨水を樋引通りに設置したこの貯留管で一度貯めて、降雨が終わって河川の水位が下がってからポンプで排水するもので鴻沼川に沿って集中豪雨などで発生していた鴻沼川沿いの浸水を防止するのに大きな効果を上げるものと期待されています。

#### 空き家等の適正管理に関する条例

##### 検討始まる

昭和30年代から50年代にかけての高度経済成長期に急増した人口、これに伴って建設されてきた住宅は老朽化し、所有者の高齢化や遠隔地への移住、経済的事情等の理由によって、さいたま市内においても管理が不十分な空き家が目立つようになってきました。こうした空き家によって近隣住民が不審者の進入や放火などに不安を抱いたり、庭木の繁茂や台風襲来時などに住宅部材の飛散による被害を受けるなどの苦情や被害の申し出が増加しています。現在、空き家に関する相談を受けた場合には主に「くらし応援室」が対応していますが、法的根拠が不明確なため所有者の理解が得られなかったり、個人資産に対する調査について苦慮して来ました。これらの支障を解消し、安全安心なまちづくりを進めるため市議会では条例策定プロジェクトを立上げて、当条例策定の検討に入りました。議員提出議案として来年の3月議会上程を目標に条例の策定作業を進めます。

# 東日本大震災被災地支援



世界一とうたわれた宮古市田老地区の防波堤  
津波はこの堤防をやすやすと、越えた。



老人ホームの屋上に打上げられたボルシェと漁船  
(釜石市内)



気仙沼市陸上中学校被災所前にて守屋市議と意見  
交換



南三陸町震災復興計画案  
決定式



南三陸町屋内体育館の被災所に救護物資搬入



津波の越水によって陸側が崩壊した防波堤  
(名取市)



津波によって押し曲げられた  
路線橋 山元町 坂本駅



液状化によって破壊された日立市内の国道245号  
線

## 東日本大震災被災地支援

今年3月11日に発生した東日本大震災では、2万9千人を超える死者・行方不明者と福島第2原発の爆発事故による放射能の影響等、未曾有の災害となりました。私は5月、7月、10月に岩手県、宮城県、福島県、茨城県に救援と被災状況の調査を行いました。いずれの地域も津波による被害が大きく防波堤の多くが

破壊されたり、3階建てのビルが転倒する等被害調査してきました。ここに調査の一部として現地の状況等を写真でご紹介します。亡くなられた方々へのお悔やみと、被災された皆様へのお見舞いを申し上げるとともに、残された皆様が早く元気を取り戻し、一日でも早く復興されることを願うものです。

## これでよいか さいたま市自治基本条例

さいたま市自治基本条例の検討進む

自治基本条例といわれても一般の方々にはなかなかなじみの無い条例であろう。しかし、この条例はたいへん大切なもので、地方自治が進展する上で、重視されるべき条例の一つです。住民自治に基づく自治体の基本原則を定める条例で「自治体の憲法」と言う者さえいます。

条例の名称は自治体によって異なり「まちづくり条例」、「行政基本条例」などとしている市町村もあります。

全国では、すでに約60の区市町村で制定されており、さいたま県内でも川口、久喜、草加、秩父、富士見、鳩山の6市町で制定されています。さいたま市では清水市長からの委嘱を受けて平成22年4月に検討委員会が発足し有識者4名を含む20名(現在19名)の委員で制定に向けた検討に取り組んでいます。市長は当該検討委員会のあいさつの中で「市民自ら作ったといえるような条例としたい。」との言葉に沿って、他の自治体の先行事例にとらわれず白紙の状態での検討を進めています。発足から約1年経過した今年3月には中間報告が発表されましたが、多くの議論を呼んでいます。

また、5月から7月にかけて各区で中間報告に対する市民意見交換会が開催され多くの意見が寄せられています。

すでに制定した区市町村の同条例では多くの問題点が指摘され、危険な条例では無いかとの指摘もあり全国的に問題が起きています。さいたま市自治基本条例案でも以下のような問題視される内容が読みとれます。

①目的では、自治を担う市民、議会、市長の主体的取り組みを促し、市民自治の確立をはかるとしています。これは、市民の定義に含まれる者が市政をコントロールすることにつながるようになります。

②「市民」の定義では、「住民」以外に「働く者」「学ぶ者」「その他市内で活動する者又は団体」としています。これは市民としての範囲が広くなりすぎて子供や、外国人を含む誰もが、市民の権利である情報共有、政策の立案・実施への参画、まちづくりの成果の享受に預かることとなります。

③住民投票への参加資格についても「市民」として一括りにしているため、資格者の幅が広がります。このままでは外国人参政権を認めたことにもなります。公職選挙法に準じて「市内在住者」に限定すべきです。

④地域コミュニティについては自治会等の地域団体の活動に協力するとなっていますが、これら団体への参画を謳っていません。「共助」言うならば自治会等の基盤強化を掲げるべきではないでしょうか。

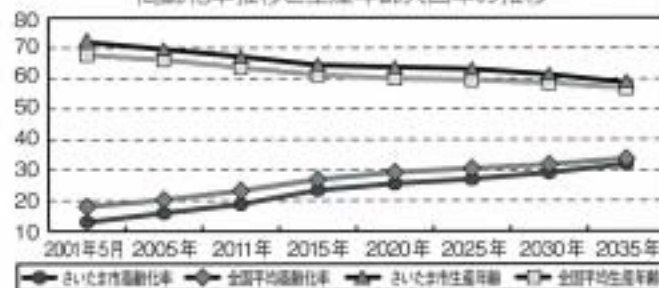
⑤条例の運用では、条例の啓発、運用の実績、評価、見直しの検討を市民参加で行おうとしています。これは条例の目的や評価の内容にもよりますが、偏った評価にもなりかねず、行政機関の調査・評価能力を弱めることにつながるのでは無いですか。このように市政の多くの部分に市内在住以外の「市民」を参加させることを規定した条例は、見た目良そうに感じますが、市政の一部でも特定の団体が仕切ってしまうおそれを含んでいます。日本の地方制度は首長、議会議員ともに選挙で選ばれる二元代表制をとっています。今までは市長が東海運営する行政とそれを審査、評価する議会がバランスをとりながら運営されてきました。ここに、有権者の信任を受けていない「市民」を名乗る特殊な団体や個人が入って政策の立案や実施、評価を行うことになったら、大きな問題をはらむこととなります。そもそもこのような条例が必要かどうかについても再考の余地があるのでは無いかと考えます。

## 安心長生き条例

◎さいたま市は間もなく「超高齢社会」へ突入

- ・さいたま市誕生時(2001年)の高齢化率は約13%だったが、現在は約19%に達する。さらに約10年後(2020年)では約26%。
- ・毎年実施している「市民意識調査」では、「老後の不安」感に基づき「高齢者福祉の充実」を求める声が常に上位。
- ・生産年齢人口も減少の一途をたどることが予想され、今後引き続きまちの活力や健全財政を維持するうえで不安材料。
- ・このようななかで、行政が引き続き責任を担うものは「市民がいつまでも元気で活躍できる環境づくり」と「いざ」といふときの支援体制の充実であり、施策の重点化を図るための行政運営の効率化が必要。

高齢化率推移と生産年齢人口率の推移



◎地域社会全体における基本理念の共有化と機運の醸成

- ・条例の制定、またその後の啓発活動を通じて、市民、自治会等の地縁による団体、市民活動団体及び事業者との、「本市が目指したいまちづくりの姿(基本理念)」の共有化が図られることが期待でき、超高齢社会に立ち向かうためのそれぞれの責務と役割の自覚と実践を通じて、地域社会全体の機運の醸成が期待できます。

## 敬老祝い金 存続の方向

減額は必至! 現在、敬老祝い金は支給日を敬老の日にあわせて75才で1万円、80才からは5才毎と100才以上の方に2万円が支給されてきました。しかし高齢化の進展に伴う受給者の増加が著しく財政支出抑制を図る上から昨年度には、88才で3万円、99才で5万円、100才で10万円の101才からは2万円の支給に切り替えることで条例案が提出されました。しかし、あまりにも急激な変更であることから保守系会派が反対に回り否決されました。来年度からは、改めて減額の方向で検討されていますが、支給年齢は75才からの現行どおりとし、支給額を半減(75才5千円、80才から5才毎で1万円、100歳以上1万円を支給)とすることで決着が図られそうです。